(趣旨)

第1 県は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、令和3年度予算の範囲内において、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対し、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金(以下「学び直しへの支援金」という。)を支給することとし、その支給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律 第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。
 - (2) 私立高等学校等 国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)以外の者が設置する高等学校等をいう。
 - (3) 単位制の私立高等学校等 生徒等が履修する科目の単位数に応じて授業料 の額を定める私立高等学校等をいう。
 - (4) 学校設置者 私立高等学校等の設置者をいう。
 - (5) 就学支援金 法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。
 - (6) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
 - (7) 課税証明書等 市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額等を明らかにする書類をいう。

(学び直しへの支援金の支給)

- 第3 学び直しへの支援金は、私立高等学校等に在学する生徒等であって次に掲げる要件の全てに該当することについて知事の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に対して支給する。
 - (1) 日本国内に住所を有すること。
 - (2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していないこと。
 - (3) 法第3条第2項第2号に該当すること。
 - (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学したこと。
 - (5) 就学支援金に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25 年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給資格 の認定を受けた者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支

援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就 学支援金の受給資格の認定の申請をしなかった者を含む。)をいう。)であ ったこと。

- (6) 高等学校等を退学したことがあること。
- (7) 学び直しへの支援金(知事以外の者が支給した高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)第3条第1項に規定する高等学校等学び直し支援金を含む。)の支給を受けた期間が通算して12月(通信制は24月)未満であること。
- (8) 学び直しへの支援金を受給しようとする者が、単位制の私立高等学校等に 入学した者である場合は、当該単位制の私立高等学校等の卒業に必要な単位 として当該単位制の私立高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制の 私立高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直しへの支援 金の支給対象単位の合計が74を超えていないこと。
- (9) 保護者等が法第3条第2項第3号に該当しないこと。
- 2 前項第3号に掲げる要件は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第 13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用 しない。
- 3 学び直しへの支援金の支給は、受給権者が第5に定める認定の申請をした日 (当該申請が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月(受給権者がその月の 初日において当該私立高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月につ いて当該私立高等学校等以外の高等学校等を学び直しへの支援金の支給の対象と することができるときその他別に定めるときは、その翌月)から始め、当該学び 直しへの支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 4 学び直しへの支援金は、受給権者が在学する学校設置者が受給権者に代わって 受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(学び直しへの支援金の額)

- 第4 学び直しへの支援金は、受給権者がその初日において私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、授業料の月額(授業料の減免を受けた場合は、当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額)に相当する額(9,900円を支給限度額とする。)以内の額とする。
- 2 単位制の私立高等学校等に在学する受給権者に支給する学び直しへの支援金の 支給限度額は、1単位当たりの授業料の額を履修期間の月数で除した額に登録単 位数を乗じて得た額以内の額(1単位当たり4,812円を支給限度額とする。 支給対象単位数は通算74単位を上限とする。)とする。
- 3 受給権者の保護者等(保護者等が2人以上いるときは、その全員。以下同じ。) の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があると 認められる場合における前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 保護者等の区分に応じ、同表の右欄に定める加算額を加えた額を支給限度額とす る。

保護者等	加 算 額
保護者等の市町村民税の課税標準額に6%	前2項の規定による支給
を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整	限度額の2分の3に相当す
控除の額を除した額が154,500円未満である	る額
場合	

4 前項の規定による加算額を加えた支給限度額による支給は、第6に定める収入 状況届出書等による届出をした日(当該届出が学校設置者に到達した日をいう。) の属する月の翌月から始め、その加算額を加える事由が消滅した日の属する月で 終わる。

(受給資格の認定等)

- 第5 学び直しへの支援金の支給を受けようとする生徒等は、知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金受給資格認定申請書 (別紙様式1-1又は1-2)に、当該生徒等の保護者等の個人番号カードの写し及び同意書(別紙様式1-3)、又は<mark>課税証明書等</mark>を添えて申請しなければならない。
- 2 学校設置者は、生徒等から前項の規定による書類の提出があったときは、その 内容をとりまとめ、知事に対し、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金受給 資格認定申請者一覧(別紙様式2)を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による受給資格認定申請者一覧を受理したときは、必要な 事項を審査の上、その認定又は不認定を決定し、その結果を学校設置者に通知す る。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生 徒等に通知しなければならない。

(収入の状況の届出等)

- 第6 受給権者は、毎年度、別に定める日までに、知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金収入状況届出書等(別紙様式1による届出書に保護者等の個人番号カードの写し又は課税証明書等を添付したものをいう。次項、第3項及び第7第1項において同じ。)(以下「収入状況届出書等」という。)を提出しなければならない。ただし、この要綱の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出している場合にあっては、当該届出書のみを提出すれば足りる。
- 2 受給権者は、保護者等の収入の状況について変更があったときは、知事に対し、 学校設置者を通じて、収入状況届出書等を提出しなければならない。
- 3 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書等を提出しないときは、学 び直しへの支援金の支給を一時差し止めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による支給の一時差し止めを決定したときは、その旨を学 校設置者に通知する。
- 5 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を当該 受給権者に通知しなければならない。

(支給の停止及び再開の申出等)

- 第7 学び直しへの支援金は、受給権者が私立高等学校等を休学する場合において、当該 受給権者が知事に対し、学校設置者を通じて、青森県私立高等学校等学び直しへの支援 金支給停止申出書(別紙様式3)により申し出たときは、その申出をした日(当該申出 が学校設置者に到達した日をいう。)の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなっ た旨を知事に対し収入状況届出書等を添付した青森県私立高等学校等学び直しへの支援 金支給再開申出書(別紙様式4)を提出することにより申し出た日(当該申出が学校設 置者に到達した日をいう。)の属する月までの間、その支給を停止する。
- 2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、必要な事項を審査の上、 学び直しへの支援金の支給の停止又は再開を決定し、その結果を学校設置者に通 知する。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受 給権者に通知しなければならない。

(受給事由消滅の届出等)

- 第8 学校設置者は、受給権者に係る学び直しへの支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、知事に対し、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金受給資格 消滅者一覧(別紙様式5)を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧を受理したときは、必要な事項 を審査の上、その結果を学校設置者に通知する。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生 徒等に通知しなければならない。

(受給権者の氏名変更の届出)

第9 学校設置者は、受給権者の氏名に変更があったときは、知事に対し、青森県 私立高等学校等学び直しへの支援金受給権者氏名変更届出書(別紙様式6)を速 やかに提出しなければならない。

(授業料の額の提出等)

- 第10 学校設置者は、学則その他の当該私立高等学校等の授業料の額を証明する 書類の写しを知事に提出しなければならない。当該授業料の額を変更したときも、 同様とする。
- 2 学校設置者は、当該私立高等学校等に在学する受給権者について、その授業料 を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

(規則の適用)

第11 学び直しへの支援金は、規則第2条第1項第3号に規定する相当の反対給付を受けない給付金であって知事が定めるものとする。

(申請書等)

- 第12 学び直しへの支援金の交付を受けようとする学校設置者が知事に対し提出 する規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければなら

ない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付申請総括表(第2 号様式)
- (2) 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付申請額内訳表(第3号様式)
- (3) 単位制の私立高等学校等にあっては、令和3年度青森県私立高等学校等学び 直しへの支援金交付申請額算定表(1単位当たりの授業料を設定する学校) (第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(学び直しへの支援金の交付の条件)

- 第13 次に掲げる事項は、学び直しへの支援金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。
 - (1) 交付の決定がなされた学び直しへの支援金の額に変更が生じるときは、あらかじめ令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金変更交付申請書 (第5号様式)に変更の理由を記載した次の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
 - ア 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金変更交付申請総括表(第2号様式)
 - イ 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金変更交付申請額内 訳表(第6号様式)
 - ウ 単位制の私立高等学校等にあっては、令和3年度青森県私立高等学校等学 び直しへの支援金変更交付申請額算定表(1単位当たりの授業料を設定す る学校)(第7号様式)
 - エ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 学び直しへの支援金に係る経理の状況その他学び直しへの支援金の支給事務に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。
 - (3) 学び直しへの支援金の支給事務の遂行に当たって知り得た事実を他に漏らしてはならないこと。

(申請の取下げの期日)

第14 規則第7条第1項の規定による学び直しへの支援金の交付の申請の取下げの期日は、学び直しへの支援金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(学び直しへの支援金の交付方法)

第15 学び直しへの支援金は、概算払により交付する。

(学び直しへの支援金の請求)

第16 学び直しへの支援金の請求は、令和3年度青森県私立高等学校等学び直し への支援金請求書(第8号様式)を別に定める日までに知事に提出して行うもの とする。 (状況報告)

第17 規則第10条の規定による報告は、知事が報告を求めた場合において、学 び直しへの支援金の支給の状況を記載した状況報告書を別に定める日までに提出 して行うものとする。

(実績報告)

- 第18 規則第12条の規定による報告は、令和4年3月31日までに、令和3年 度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金実績報告書(第9号様式)に次の書 類を添えて行うものとする。
 - (1) 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金実績報告総括表(第 2号様式)
 - (2) 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金実績報告額内訳表 (第10号様式)
 - (3) 単位制の私立高等学校等にあっては、令和3年度青森県私立高等学校等学 び直しへの支援金実績報告額算定表(1単位当たりの授業料を設定する学校) (第11号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第19 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、同月1日以降に私立高等学校等に 在学する生徒等に係る学び直しへの支援金について適用する。